

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 6月26日
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 細沼 宗浩
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 宮田 昌大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 宮田 昌大
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 164,999,999,700円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月24日付けで提出した有価証券届出書及び2026年3月30日付けで提出した有価証券届出書の訂正届出書について、本定時株主総会付議案について承認が得られましたので、これに関する事項を訂正するため、また、2026年6月25日付で有価証券報告書を提出したこと及び2026年6月26日付で臨時報告書を提出したことに伴い、当該有価証券報告書を参照書類とするため、及び記載事項の誤記を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
- (2) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件等に関する事項
- 6 大規模な第三者割当の必要性
- 7 株式併合等の予定の有無及び内容

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	366,666,666株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注)1 本有価証券届出書による新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)の発行(以下「本第三者割当」といいます。)は、2026年3月24日付の当社取締役会決議によります。

なお、本第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2026年6月下旬開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において本第三者割当の実施に必要な議案(本第三者割当の実施に必要な当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案を含みます。以下「本第三者割当関連議案」といいます。)、及び当社普通株式122,222,222株を1株に併合し当社の株主を割当予定先のみとする株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に係る議案及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案(以下、本第三者割当関連議案と併せて「本定時株主総会付議案」といいます。)が承認されること、並びに本第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることを含む本前提条件(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 割当予定先の状況」の「c. 割当予定先の選定理由」の「(1)本第三者割当に至る経緯」の「関連契約の主要な合意事項」の「(ア)割当予定先との本株式引受契約」に定義します。)が充足されること(又は放棄されていること)を条件としています。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	366,666,666株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注)1 本有価証券届出書による新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)の発行(以下「本第三者割当」といいます。)は、2026年3月24日付の当社取締役会決議によります。

なお、本第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2026年6月26日開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において本第三者割当の実施に必要な議案(本第三者割当の実施に必要な当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案を含みます。以下「本第三者割当関連議案」といいます。)、及び当社普通株式122,222,222株を1株に併合し当社の株主を割当予定先のみとする株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に係る議案及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案(以下、本第三者割当関連議案と併せて「本定時株主総会付議案」といいます。)が承認されること、並びに本第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることを含む本前提条件(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 割当予定先の状況」の「c. 割当予定先の選定理由」の「(1)本第三者割当に至る経緯」の「関連契約の主要な合意事項」の「(ア)割当予定先との本株式引受契約」に定義します。)が充足されること(又は放棄されていること)を条件としています。なお、本定時株主総会付議案は、本定時株主総会において、承認されました。

(後略)

2【株式募集の方法及び条件】

(2)【募集の条件】

(訂正前)

(前略)

- 5 本新株式の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本定時株主総会において本第三者割当関連議案及び本株式併合に係る議案が承認されること、並びに本第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等が得られること等の本前提条件が充足されていること(又は放棄されていること)を条件としています。

(後略)

(訂正後)

(前略)

- 5 本新株式の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本定時株主総会において本第三者割当関連議案及び本株式併合に係る議案が承認されること、並びに本第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等が得られること等の本前提条件が充足されていること(又は放棄されていること)を条件としています。なお、本定時株主総会付議案は、本定時株主総会において、承認されました。

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

c. 割当予定先の選定理由

(訂正前)

(前略)

本第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は3,666,666個であり、その場合の当社の総議決権数(2026年2月27日現在の当社の発行済普通株式総数(104,066,552株)に係る総議決権数(1,040,665個)にUDSファンド及びJISファンドが本取得請求権の行使により所有することとなる議決権数(382,527個)並びに本第三者割当により新たに発行される普通株式数(366,666,666株)に係る議決権数(3,666,666個)を加算した議決権数(5,089,858個)から2025年12月31日現在の自己株式数(36,139株)に係る議決権(361個)を控除した議決権数(5,089,497個)に対する割合は72.04%となり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当いたします。この点に関して、本日開催の取締役会において、当社の監査委員会は、当社の現在の財務状態を含めた今後の見通しを踏まえると、割当予定先に対する本第三者割当によって資本調達を行い、本取引を実行することは、当社の企業価値向上に重要な取引であると考えられ、本第三者割当の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、SMBC日興証券及び赤坂国際会計の算定結果に照らしても相当であると認められることから、本取引は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当には合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

本第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は3,666,666個であり、その場合の当社の総議決権数(2026年2月27日現在の当社の発行済普通株式総数(104,066,552株)に係る総議決権数(1,040,665個)にUDSファンド及びJISファンドが本取得請求権の行使により所有することとなる議決権数(382,527個)並びに本第三者割当により新たに発行される普通株式数(366,666,666株)に係る議決権数(3,666,666個)を加算した議決権数(5,089,858個)から2025年12月31日現在の自己株式数(36,512株)に係る議決権(365個)を控除した議決権数(5,089,493個)に対する割合は72.04%となり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当いたします。この点に関して、本日開催の取締役会において、当社の監査委員会は、当社の現在の財務状態を含めた今後の見通しを踏まえると、割当予定先に対する本第三者割当によって資本調達を行い、本取引を実行することは、当社の企業価値向上に重要な取引であると考えられ、本第三者割当の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、SMBC日興証券及び赤坂国際会計の算定結果に照らしても相当であると認められることから、本取引は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当には合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

(後略)

3【発行条件等に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社における独立した第三者算定機関の株式価値算定書の取得

(訂正前)

(前略)

DCF法では、市場の成長鈍化による需要減が見込まれる事業環境において、事業の安定化・財務強化に向けた各種施策の実施を勘案の上で、当社が提供した2026年3月期から2031年3月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2026年3月期第3四半期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を-1,016円から607円までと算定しております。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、8.31%から10.16%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法及びマルチプル法を採用し、永久成長法は、外部環境等を総合的に勘案した上で永久成長率を0.00%から1.00%とし、継続価値を256,231百万円から389,047百万円と算出しております。マルチプル法は、業界各社の水準等を踏まえて5.6倍~6.9倍とし、継続価値を361,164百万円から482,400百万円と算定しております。本事業計画は、過去の実績や足元の収益状況、当社を取り巻く事業環境等を踏まえ、各項目において合理的な前提を設定の上、本取引の検討を目的に当社が作成したものです。また、2024年5月13日付で公表した中期経営計画「2030 Vision: Shift the Phase」と本事業計画の数値との間に乖離が生じていますが、足元の収益環境、事業展開の状況やその見込み及び当社の業績等を踏まえ、当社がより現状に即した客観的かつ合理的と考える財務予測に基づいて本事業計画を策定しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

DCF法では、市場の成長鈍化による需要減が見込まれる事業環境において、事業の安定化・財務強化に向けた各種施策の実施を勘案の上で、当社が提供した2026年3月期から2031年3月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2026年3月期第4四半期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を-1,016円から607円までと算定しております。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、8.31%から10.16%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法及びマルチプル法を採用し、永久成長法は、外部環境等を総合的に勘案した上で永久成長率を0.00%から1.00%とし、継続価値を256,231百万円から389,047百万円と算出しております。マルチプル法は、業界各社の水準等を踏まえて5.6倍~6.9倍とし、継続価値を361,164百万円から482,400百万円と算定しております。本事業計画は、過去の実績や足元の収益状況、当社を取り巻く事業環境等を踏まえ、各項目において合理的な前提を設定の上、本取引の検討を目的に当社が作成したものです。また、2024年5月13日付で公表した中期経営計画「2030 Vision: Shift the Phase」と本事業計画の数値との間に乖離が生じていますが、足元の収益環境、事業展開の状況やその見込み及び当社の業績等を踏まえ、当社がより現状に即した客観的かつ合理的と考える財務予測に基づいて本事業計画を策定しております。

(後略)

本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得
(訂正前)

(前略)

赤坂国際会計は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、当社が継続企業であるとの前提の下、当社普通株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法及び将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法の各手法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、本特別委員会は赤坂国際会計から2026年3月23日付で本株式価値算定書(赤坂国際会計)及び本フェアネス・オピニオンを取得しました。

赤坂国際会計による当社普通株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法	: 405円～588円
類似上場会社比較法	: 127円～379円
DCF法	: -955円～663円

市場株価法では、算定基準日を2026年3月23日として、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の算定基準日終値405円、直近1ヶ月間の終値単純平均値521円、直近3ヶ月間の終値単純平均値588円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値549円を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を405円から588円までと算定しております。

類似上場会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社としてAGC株式会社及びCompagnie de Saint-Gobain SAを選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて、当社普通株式の株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を127円から379円までと算定しております。

DCF法では、市場の成長鈍化による需要減が見込まれる事業環境において、事業の安定化・財務強化に向けた各種施策の実施を勘案の上で、当社が提供した2026年3月期から2031年3月期までの本事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2026年3月期第4四半期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を-955円から663円までと算定しております。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、8.3%から9.6%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法及びマルチプル法を採用し、永久成長法は、外部環境等を総合的に勘案した上で永久成長率を0.00%から1.00%とし、継続価値を275,691百万円から391,390百万円と算定しております。マルチプル法は、業界各社の水準等を踏まえて6.4倍～6.8倍とし、継続価値を445,303百万円から507,160百万円と算定しております。本事業計画は、過去の実績や足元の収益状況、当社を取り巻く事業環境等を踏まえ、各項目において合理的な前提を設定の上、本取引の検討を目的に当社が作成したものです。また、2024年5月13日付で公表した中期経営計画「2030 Vision: Shift the Phase」と本事業計画の数値との間に乖離が生じていますが、足元の収益環境、事業展開の状況やその見込み及び当社の業績等を踏まえ、当社がより現状に即した客観的かつ合理的と考える財務予測に基づいて本事業計画を策定しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

赤坂国際会計は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、当社が継続企業であるとの前提の下、当社普通株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法及び将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法の各手法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、本特別委員会は赤坂国際会計から2026年3月23日付で本株式価値算定書(赤坂国際会計)及び本フェアネス・オピニオンを取得しました。

赤坂国際会計による当社普通株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法	: 405円～588円
類似上場会社比較法	: 127円～379円
DCF法	: -995円～663円

市場株価法では、算定基準日を2026年3月23日として、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の算定基準日終値405円、直近1ヶ月間の終値単純平均値521円、直近3ヶ月間の終値単純平均値588円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値549円を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を405円から588円までと算定しております。

類似上場会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社としてAGC株式会社及びCompagnie de Saint-Gobain SAを選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて、当社普通株式の株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を127円から379円までと算定しております。

DCF法では、市場の成長鈍化による需要減が見込まれる事業環境において、事業の安定化・財務強化に向けた各種施策の実施を勘案の上で、当社が提供した2026年3月期から2031年3月期までの本事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2026年3月期第4四半期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を-995円から663円までと算定しております。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、8.3%から9.6%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法及びマルチプル法を採用し、永久成長法は、外部環境等を総合的に勘案した上で永久成長率を0.00%から1.00%とし、継続価値を275,691百万円から391,390百万円と算定しております。マルチプル法は、業界各社の水準等を踏まえて6.4倍～6.8倍とし、継続価値を445,303百万円から507,160百万円と算定しております。本事業計画は、過去の実績や足元の収益状況、当社を取り巻く事業環境等を踏まえ、各項目において合理的な前提を設定の上、本取引の検討を目的に当社が作成したものです。また、2024年5月13日付で公表した中期経営計画「2030 Vision: Shift the Phase」と本事業計画の数値との間に乖離が生じていますが、足元の収益環境、事業展開の状況やその見込み及び当社の業績等を踏まえ、当社がより現状に即した客観的かつ合理的と考える財務予測に基づいて本事業計画を策定しております。

(後略)

6【大規模な第三者割当の必要性】

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

本第三者割当に伴い発行される本新株式366,666,666株(議決権数3,666,666個)は、2025年12月31日現在の当社の発行済株式総数99,566,234株(2025年9月30日現在の総議決権数963,232個)の368.26%(議決権における割合380.66%)に相当いたします。このように、本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本定時株主総会において、特別決議をもって本第三者割当について当社の少数株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

(後略)

(訂正後)

本第三者割当に伴い発行される本新株式366,666,666株(議決権数3,666,666個)は、2025年12月31日現在の当社の発行済株式総数99,566,234株(2025年9月30日現在の総議決権数963,232個)の368.26%(議決権における割合380.66%)に相当いたします。このように、本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本定時株主総会において、特別決議をもって本第三者割当について当社の少数株主の皆様の意思確認手続を行いました。

(後略)

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

(訂正前)

(1) 株式併合の目的及び理由

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、本第三者割当を行うとともに本株式併合を実施することが最善の選択肢であるとの判断に至りました。そこで、当社は、上記のとおり、本日開催の取締役会において本第三者割当を決議し、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提とし、本第三者割当に係る本新株式の払込み(すなわち、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されること)を条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。本株式併合により、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様の保有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(2) 株式併合の要旨

株式併合の日程

(中略)

- a. 2026年6月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年7月31日とする。
- b. 2026年7月1日以降、2026年7月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年8月31日とする。
- c. 2026年8月1日以降、2026年8月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年9月30日とする。
- d. 2026年9月1日以降、2026年9月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年10月31日とする。
- e. 2026年10月1日以降、2026年10月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年11月30日とする。
- f. 2026年11月1日以降、2026年11月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年12月31日とする。
- g. 2026年12月1日以降、2026年12月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年1月29日とする。
- h. 2027年1月1日以降、2027年1月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年2月26日とする。
- i. 2027年2月1日以降、2027年2月28日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年3月31日とする。
- j. 2027年3月1日以降、2027年3月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年4月30日とする。

(後略)

(訂正後)

(1) 株式併合の目的及び理由

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、本第三者割当を行うとともに本株式併合を実施することが最善の選択肢であるとの判断に至りました。そこで、当社は、上記のとおり、本日開催の取締役会において本第三者割当を決議し、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提とし、本第三者割当に係る本新株式の払込み(すなわち、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されること)を条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。本株式併合により、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様の保有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。なお、本定時株主総会付議議案は、本定時株主総会において、承認されました。

(2) 株式併合の要旨

株式併合の日程

(中略)

- a. 2026年6月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年7月31日とする。
- b. 2026年7月1日以降、2026年7月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年8月31日とする。
- c. 2026年8月1日以降、2026年8月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年9月30日とする。
- d. 2026年9月1日以降、2026年9月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年10月30日とする。
- e. 2026年10月1日以降、2026年10月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年11月30日とする。
- f. 2026年11月1日以降、2026年11月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年12月30日とする。
- g. 2026年12月1日以降、2026年12月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年1月29日とする。
- h. 2027年1月1日以降、2027年1月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年2月26日とする。
- i. 2027年2月1日以降、2027年2月28日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年3月31日とする。
- j. 2027年3月1日以降、2027年3月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年4月30日とする。

(後略)

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第159期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

2025年6月25日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第160期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

2025年11月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月23日）までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月26日に関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

（後略）

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第160期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

2026年6月25日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日（2026年6月26日）までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月26日に関東財務局長に提出

（後略）

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2026年3月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年3月23日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本訂正届出書提出日（2026年6月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本訂正届出書提出日（2026年6月26日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。